寒川町行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第4号

寒川町行政不服審査法施行条例

(趣旨)

- 第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (弁明書に添付する書面)
- 第2条 処分庁は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲 げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - (1) 寒川町行政手続条例(平成9年寒川町条例第12号)第23条第1項の調書及び 同条第3項の報告書
 - (2) 寒川町行政手続条例第 26 条第 1 項に規定する弁明書 (手数料の額等)
- 第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

交付の方法	金額
日本工業規格 A 列 3 番(以下「A3」という。)までの大きさの	1枚につき10円
用紙の片面又は両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付	
A3 までの大きさの用紙の片面又は両面にカラーで複写し、又	1 枚につき 20 円
は出力したものの交付	
A3 を超える大きさの用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで	実費相当額
複写し、又は出力したものの交付	

- 2 手数料は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。
- 3 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるとき は、この限りでない。

(手数料の減免)

- 第4条 法第38条第6項の規定より読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第38条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定 よる交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載 した書面を提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(準用)

第5条 前2条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38 条第1項の規定による交付について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則 で定める。

附則

この条例は、法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。